

議案第 22 号

日野町下水道条例の一部改正について

日野町下水道条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 25 年 3 月 6 日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町下水道条例の一部を改正する条例

日野町下水道条例(平成9年日野町条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 略</p> <p>第1章の2 <u>公共下水道の構造の基準</u></p> <p><u>(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)</u></p> <p>第2条の2 <u>排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)</u>及び<u>処理施設(これを補完する施設を含む。第2条の4において同じ。)</u>に共通する構造の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>堅固で耐久力を有する構造とすること。</u></p> <p>(2) <u>コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。</u></p> <p>(3) <u>屋外にあるもの(生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして下水道法施行令(昭和34年政令第147号。)第5条の8第3号の国土交通省令で定めるものを除く。)</u>にあっては、<u>覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</u></p> <p>(4) <u>下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、</u></p>	

ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、または腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の下水道法施行令第5条の8第5号の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第2条の3 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、下水道法施行令第5条の9第1号の国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第2条の4 第2条の2に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。第2条の6第5号において同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液または残さい物に生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないように下水道法施行令第5条の10第2号の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第2条の5 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施工するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第1章の3 終末処理場の維持管理

(終末処理場の維持管理の基準)

第2条の6 終末処理場の維持管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体

又は膨化を生じないようにエアレーションを調整すること。

(2) 沈砂池または沈澱池の泥のために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(4) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(5) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう下水道法施行令第13条第6号の国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。